

制度利用を 考えている 方向け

相模原市



成年後見制度

に関する

ガイドブック



住み慣れた地域で安心して
暮らしたいから。

これからも自分らしくいたいから。
成年後見制度を利用したいけれど、
制度のことが良くわからない。
市でどんな支援を受けられるのか
わからない。

そんなお悩みを解決するための
ガイドブックです。

令和7年4月1日
相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部
高齢・障害者福祉課



相模原市 さがみはら

－ 目 次 －

I 成年後見制度について	1
--------------	---

- (1) 成年後見制度とは
- (2) 類型
- (3) 権限
- (4) 後見等及び任意後見（判断能力低下後）開始までの流れ
- (5) 申立て費用の目安
- (6) 後見人等への報酬費用の目安

II 成年後見制度の相談・講座等について	5
----------------------	---

- (1) 成年後見制度に関する市民公開講座及び無料相談
- (2) 成年後見制度専門相談
- (3) 成年後見制度実務職員向け研修講師派遣
- (4) 成年後見人等候補者の選定及び受任調整

III 制度開始の申立て・その後の支援について	7
-------------------------	---

- (1) 市長申立て
- (2) 後見開始等審判申立て費用の助成
- (3) 成年後見人等の報酬費用の助成

IV 市民後見人	9
----------	---

- (1) 市民後見人とは
- (2) 市民後見人候補者になるためには
- (3) 市民後見人として活動するためには

V その他	11
-------	----

- (1) 日常生活自立支援事業
- (2) みまもりエンディングサポート事業
- (3) 相談窓口について

VI 用語解説	14
---------	----

I 成年後見制度とは

(1) 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が十分ではない方に対し、成年後見人等が本人に代わって福祉サービスの契約や不動産や財産の管理など法律行為全般を行い、本人の生活を支援する制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度とは、本人の判断能力が十分でなくなった後に、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、判断能力が欠けているのが通常の状態の方を対象とする

「後見」、判断能力が著しく不十分な方を対象とする「保佐」、判断能力が不十分な方を対象とする「補助」の3つの類型があります。

任意後見制度とは、本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人が選んだ人に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所が任意後見監督人を選任してから契約の効力が生じます。



コラム

・後見人は誰になるの？

成年後見人等は、法律で定められている欠格事由を除けば、誰でもなることができます。一般的には、ご本人の親族や、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職、法人などが選任されることが多いようです。

(2) 類型

	法定後見制度			任意後見制度
類型	後見	保佐	補助	任意後見
判断能力	<u>支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない</u>	<u>支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない</u>	<u>支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある</u>	あり
申立者	本人、配偶者、4親等内の親族、市町村長			本人
同意又は取消ができる行為	日常の買物などの生活に関する行為以外の行為 ※	重要な財産関係の権利を得喪する行為	申立ての範囲内で裁判所が定める行為	なし (代理権のみ)
代理可能な行為	全ての法律行為	申立てにより裁判所が定める行為		契約で定める行為

※後見類型には同意権はありません。

(3) 権限

ア 代理権

本人に代わって契約などの法律行為を行う権限のことをいい、成年後見人等が行った行為に関しては、本人が行った行為として扱われます。

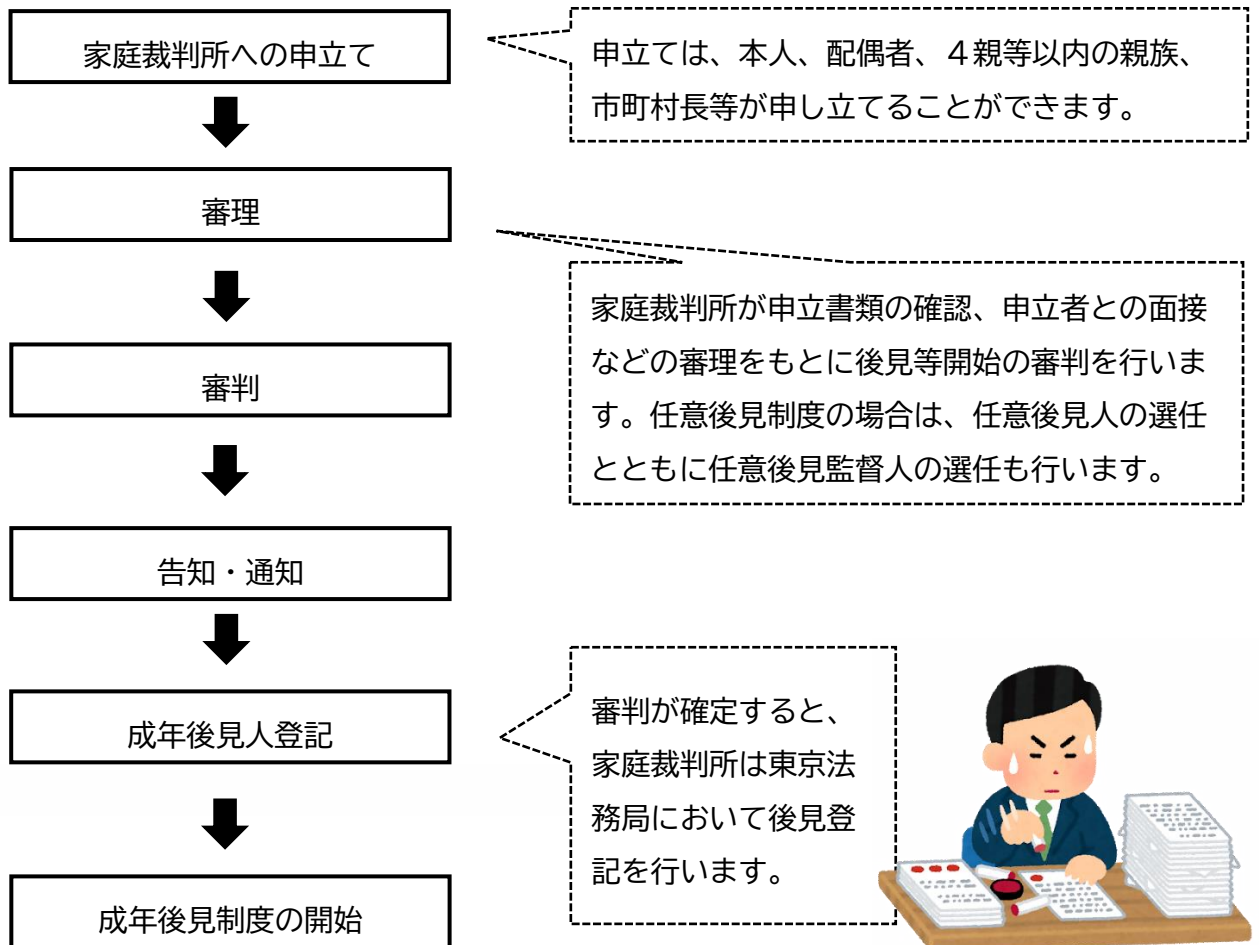
イ 同意権

これから本人が契約しようとするときに同意を与えたり、同意を与えていない場合に、勝手にしてしまった契約を取り消すことができる権利のことをいいます。成年被後見人の場合、たとえ同意を与えたとしても、そのとおりに法律行為をする可能性は著しく低いので、成年後見人には、同意権は不要であるため、認められていません。

ウ 取消権

一定の法律行為を取り消す(事後的に無効にする)ことのできる権限のことで、被後見人が行なった売買契約などの法律行為を、成年後見人は後から取り消すことが可能です。成年後見人は包括的な取消権を与えられているので、基本的に被後見人がした全ての法律行為を取り消せます。

(4) 後見等及び任意後見(判断能力低下後)開始までの流れ



(5) 申立て費用の目安

後見開始等の申立てを行うに当たって、次の費用が必要となります。次の費用に関する市の助成制度については、7ページをご覧ください。

	後見	保佐	補助
切手	4, 000 円程度	5, 000 円程度	
印紙	申立手数料 800 円 登記手数料 2, 600 円	申立手数料 800 円、登記手数料 2, 600 円 代理権付与 800 円、同意見付与 800 円	
健康診断書	ご本人の判断能力の常況を医師に診断してもらうための費用がかかります。3, 000 円～10, 000 円程度が相場のようにです。		
鑑定費用	健康診断書や申立書等の内容で、ご本人の判断能力の程度が不明確な場合、別途、鑑定費用が発生することがあります。50, 000 円～100, 000 円程度が相場のようにです。		
申立書作成費	ご本人の状況や依頼内容によって金額が異なります。申立書の作成代理権を有する弁護士や司法書士にお問い合わせください。		

(6) 後見人等への報酬費用の目安

後見人等は、活動内容等に応じて、家庭裁判所の審判によりご本人の財産から相当額の報酬を得ることができます。後見人等の報酬費用については、ご本人の財産状況や、後見人等の活動内容によって異なります。報酬費用の目安は、次のとおりとなりますが、実際の費用は家庭裁判所の審判によりしますので、ご注意ください。

管理財産	報酬費用
1,000 万円未満	月額 10,000 円～20,000 円程度
1,000 万円～5,000 万円未満	月額 30,000 円～40,000 円程度
5,000 万円以上	月額 50,000 円～60,000 円程度
その他	特別困難な事情があった場合に、上記の額の 50% の範囲内で相当額の報酬が付加されます。

Ⅱ 成年後見制度の相談・講座等について

(1) 成年後見制度に関する市民公開講座及び無料相談

市民の方を対象に、現役の成年後見人等を講師に招き、成年後見制度や後見活動等に関する講座を年3回程度実施しています。詳しくは、さがみはら成年後見・あんしんセンターまでお問合せください（11ページから）。



(2) 成年後見制度専門相談

親族後見人等や関係機関の職員の方などを対象に、司法書士、社会福祉士、行政書士、税理士による成年後見制度や成年後見人等の業務に関する相談会を月4回実施しています。詳しくは、以下のQRコードをご覧くださいか、さがみはら成年後見・あんしんセンターまでお問合せください（11ページから）。

【市社協HP】



社会福祉法人
相模原市
社会福祉協議会
マスコットキャラクター
「にこまる」

(3) 成年後見制度実務職員向け研修講師派遣



関係機関・団体等が実施する講座や説明会に専門職等の講師を派遣し、成年後見制度の普及啓発を行っています。詳しくは、さがみはら成年後見・あんしんセンターまでお問合せください（11ページから）。

（４）成年後見人等候補者の選定及び受任調整

成年後見制度の利用が必要な方に対し、相応しい成年後見人等の候補者を選定することが困難な場合に、専門職や関係機関による成年後見人等の候補者の選定や、受任の調整など、家庭裁判所へ適切な候補者を推薦するための受任調整会議を実施しています。詳しくは、さがみはら成年後見・あんしんセンターまでお問合せください（１１ページから）。



Ⅲ 制度開始の申立て・その後の支援について

(1) 市長申立て

本人が認知症や知的障がい等により、制度の利用が必要であっても、申立てを行う者がいないなどの理由で本人や親族等による申立てができない場合は、市長が代わりに申立てを行うことができます。

市長申立てについてのご相談は、お近くの地域包括支援センターまたは、各区の高齢・障害者相談課へご相談ください（11ページから）。



(2) 後見開始等審判申立て費用の助成

相模原市では、家庭裁判所に後見開始等の申立てを行う際に、必要となる費用の全部又は一部について、助成を行っています。詳しくは、以下のQRコードをご覧ください（11ページから）。

高齢【相模原市HP】



障がい【相模原市HP】



（３）成年後見人等の報酬費用の助成

成年後見人等が選任されると、成年後見人等の活動に応じて報酬費用が発生します。相模原市では、家庭裁判所の審判額に応じて、成年後見人等の報酬費用の全部又は一部について、助成を行っています。詳しくは、上記（２）のＱＲコードをご覧ください（１１ページから）。



IV 市民後見人について

(1) 市民後見人とは

市民後見人とは、市区町村等が実施する養成研修を受講するなどして、成年後見人として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した方です。他の成年後見人等（親族や弁護士等の専門職）と同じ権限を持って、後見活動などを行います。

また、市民後見人は、これまでの社会生活の中で培った経験を活かし、成年被後見人等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、同じ市民としての目線・立場から身上保護を中心に後見活動を行います。

相模原市では、市民後見人を養成するための研修を、年1回（約1年間）開催しているほか、市民後見人等に対するフォローアップ研修や、相談・活動支援などを行っています。

市民後見人について、詳しく知りたい方は、以下のQRコードからホームページをご覧ください。

【相模原市HP】



【市社協HP】



(2) 市民後見人候補者になるためには

市民後見人になるためには、市民後見人候補者として登録するためのおよそ1年間の市民後見人養成研修（基礎研修、実践研修）を受ける必要があります。

基礎研修…成年後見制度に関する法律や、市の制度等について学びます。なお、研修は動画の視聴を中心に行います。

実践研修…成年後見制度の申立て方法や実例、高齢者施設等への体験実習などの実践的な研修を中心に行います。（月2～4回程度）

【研修スケジュール】

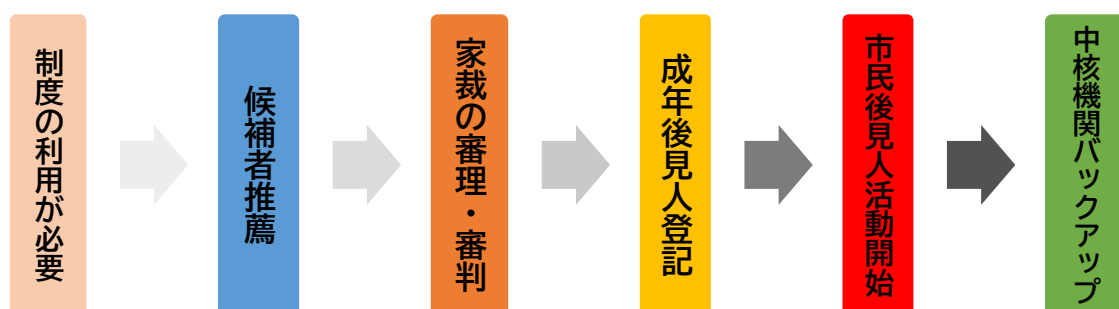


（３）市民後見人として活動するためには

市民後見人候補者として登録がされた後、家庭裁判所へ市民後見人候補者の推薦がされ、成年後見制度利用が必要なご本人の成年後見人等に相応しいと審判がされると、市民後見人としての活動が開始します。

中核機関（さがみはら成年後見・あんしんセンター）のバックアップのもと、成年被後見人が地域で安心して暮らせるよう市民後見活動を行います。

【市民後見活動が開始するまで】



V その他

(1) 日常生活自立支援事業

本事業は、さがみはら成年後見・あんしんセンター（社会福祉法人相模原市社会福祉協議会）が実施している事業です。

認知症のある高齢者や、知的・精神障がい者等のうち、後見及び保佐・補助までは必要としないが、判断能力が不十分な方を対象として、福祉サービスの利用手続きや日常生活費の管理、定期預金などの重要書類の保管を行い、地域で“あんしん”して生活を送ることができるよう日常的な金銭の管理や預貯金通帳などの重要書類の保管をし、ご本人の権利擁護を図る事業です。詳しくは、さがみはら成年後見・あんしんセンターのホームページをご覧ください。

(2) みまもりエンディングサポート事業

身寄りがなく単身で生活する高齢の方が入院や入所する際の、お手伝いやお亡くなりになった場合の葬儀の手配などを通じて、地域で安心して生活し続けられるよう、預託金をお預かりしてサポートする事業です。

詳しくは、さがみはら成年後見・あんしんセンターのホームページをご覧ください。

【市社協HP】

日常生活自立支援事業 みまもりエンディングサポート事業



社会福祉法人
相模原市
社会福祉協議会
マスコットキャラクター
「にこまる」

(3) 相談窓口等について

●相模原市役所の相談窓口

	名 称	高齢福祉班	身体・知的福祉班	精神保健福祉班	
緑 区	緑高齢・障害者相談課	☎ 042-775-8812	☎ 042-775-8810	☎ 042-775-8811	
	城山福祉相談センター	☎ 042-783-8136			
	津久井高齢・障害者相談課	☎ 042-780-1408	☎ 042-780-1412		
	相模湖福祉相談センター	☎ 042-684-3215			
	ふじのふくし そうだん 藤野福祉相談センター	☎ 042-687-5511			
中央区	中央高齢・障害者相談課	☎ 042-769-8349	☎ 042-769-9266	☎ 042-769-9806	
南 区	南高齢・障害者相談課	☎ 042-701-7704	☎ 042-701-7722	☎ 042-701-7715	
所管課	高齢・障害者福祉課	☎ 042-707-7055			

●障害者相談支援キーステーション

	名 称	電話番号
緑 区	緑障害者相談支援キーステーション	☎ 042-703-0150
中央区	中央障害者相談支援キーステーション	☎ 042-704-8611
南 区	南障害者相談支援キーステーション	☎ 042-705-5960

●中核機関（二次相談窓口）

名 称	電話番号・メールアドレス
さがみはら成年後見・あんしんセンター	☎ 042-756-5034 ✉ anshin@sagamiharashishakyo.or.jp

●地域包括支援センター

	名 称	電話番号
緑 区	橋本地域包括支援センター	☎ 042-773-5812
	相原地域包括支援センター	☎ 042-703-5088
	大沢地域包括支援センター	☎ 042-760-1210
	城山地域包括支援センター	☎ 042-783-0030
	津久井地域包括支援センター	☎ 042-780-5790
	相模湖地域包括支援センター	☎ 042-684-9065
	藤野地域包括支援センター	☎ 042-686-6705
中央区	小山地域包括支援センター	☎ 042-771-3381
	清新地域包括支援センター	☎ 042-707-0822
	横山地域包括支援センター	☎ 042-751-6662
	中央地域包括支援センター	☎ 042-730-3886
	星が丘地域包括支援センター	☎ 042-758-7719
	光が丘地域包括支援センター	☎ 042-750-1067
	大野北第1地域包括支援センター	☎ 042-704-9551
	大野北第2地域包括支援センター	☎ 042-768-2195
	田名地域包括支援センター	☎ 042-764-6831
	上溝地域包括支援センター	☎ 042-760-7055
南 区	大野中地域包括支援センター	☎ 042-701-0511
	大沼地域包括支援センター	☎ 042-705-5435
	大野台地域包括支援センター	☎ 042-758-8278
	大野南地域包括支援センター	☎ 042-767-3701
	上鶴間地域包括支援センター	☎ 042-767-2731
	麻溝地域包括支援センター	☎ 042-777-6858
	新磯地域包括支援センター	☎ 042-252-7646
	相模台第1地域包括支援センター	☎ 042-767-3888
	相模台第2地域包括支援センター	☎ 042-741-6665
	相武台地域包括支援センター	☎ 042-206-5571
	東林第1地域包括支援センター	☎ 042-740-7708
	東林第2地域包括支援センター	☎ 042-705-8278

●法テラス

名 称	電話番号
法テラス神奈川	☎ 0570-078308（平日 9：00～17：00）

●専門職団体別相談窓口

名 称	電話番号
神奈川県弁護士会 成年後見センターみまもり	☎ 045-211-7720（受付電話）
公益社団法人成年後見センター・ リーガルサポート 神奈川支部	☎ 045-663-9180（電話相談／専用電話） ☎ 045-640-4345（面談相談／申込電話）
公益社団法人 神奈川県社会福祉士会	☎ 045-314-5500（専用電話）
公益社団法人コスモス 成年後見サポートセンター 神奈川支部	☎ 045-222-8628（電話相談／専用電話）
東京地方税理士会 成年後見支援センター	☎ 045-315-2070（電話相談／専用電話） ☎ 045-243-0511（電話相談／候補者関係）



VI 用語解説

後見等監督人

後見人等が行う事務を監督するために、家庭裁判所によって選任された者のこと。
なお、後見等の類型によって名称が変わります（保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人）。

障害者相談支援キーステーション

3障がい（身体・知的・精神）に対応できる相談支援専門員を配置し、相談支援事業所及び行政相談窓口等と連携を図り、福祉サービスにつながりにくい方や支援が難しい方などへの継続的な相談支援を行うなど、各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を行います。

代理権

審判で定められた特定の法律行為について、被保佐人及び被補助人及び任意後見契約の本人に代わって行うことができる権限のことです。なお、後見類型の場合は、法律行為全般に代理権を有しています。

地域包括支援センター

高齢者の保健・福祉・介護に関する相談をより身近なところで受けることができるように、市が社会福祉法人等に委託し、設置しているものです。

地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（ケアマネージャー）等の専門職を配置し、高齢者や介護家族からの様々な相談を電話や訪問等により対応するほか、在宅福祉サービスや介護保険の申請代行、歩行器・車椅子などの紹介、介護予防に関する教室の開催なども行っています。



社会福祉法人
相模原市
社会福祉協議会
マスコットキャラクター
「にこまる」

中核機関（さがみはら成年後見・あんしんセンター）

認知症や障がい等により、判断能力が十分でなくなった場合でも、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるような環境づくりのため、市社会福祉協議会が運営する二次相談窓口のことです。主に、市が委託する成年後見制度利用促進事業や市民後見人養成・支援事業のほか、日常生活自立支援事業などの様々な事業を実施しています。

また、中核機関は、成年後見制度の周知・啓発、関係機関に対する専門的な助言、最適な成年後見人等の候補者の選定・受任調整、親族後見人等の支援の4つの役割を有しています。

登記

財産の権利の情報を法務局の帳簿（登記簿）に記録し、公に示す制度のことです。登記が行なわれると、財産の所在や種類、所有者などが記録・公開され、「その財産がどこにあり、誰によって所有されているのか」が法的に証明されます。



社会福祉法人
相模原市
社会福祉協議会
マスコットキャラクター
「にこまる」

